

# 【個人情報取扱規則】

## (目的)

第1条 豊中市立庄内さくら学園 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に務めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員、実行委員及び前年度実行委員とする。

※但し、前年度実行委員は実行委員立会時のみとする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知る事ができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。

- (1) 会費集金、管理、広報誌、その他の PTA 活動全般の文書等の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成。緊急時連絡網、登校班連絡網

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

## (管理・保管)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が厳重に保管及び管理をする。又、扱わなくなった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器などについては、適切な状態で保管することとする。

## (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- (3) 公衆衛生の向上または学園生の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者（前条第1号から第4号の場合及び府、市役所、出張所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び府、市役所、出張所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨  
(事業所でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(研修)

第16条 本会は、個人情報取扱者に対し、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

附則

本規則は個人情報保護法に伴い、令和5年4月1日から施行する。

令和6年4月1日一部改訂